

熊本空港周辺景観形成地域における景観形成のための基準—1

| | | 空港周辺ゾーン | | 樹林ゾーン | | | 田園ゾーン | | | | | |
|--|--|---|---|-------|-----|---------------------|-------|-----|--------------------------|-----|--|--|
| | | A-1 | A-2 | B-1 | B-2 | B-3 | C-1 | C-2 | C-3 | C-4 | | |
| 建 築 物 | 位 置 | (道路からの位置) | (1) 敷地の許す範囲で、道路からできるだけ後退した位置とし、沿道沿いに空間を確保するものとする。 ・県道の道路境界から20m以上後退するように努める。ただし、既存集落等における住宅等については、周辺の状況を勘案し、景観形成上支障がないものについてはこの限りではない。 | | | | | | | | | |
| | | (隣接地からの位置) | (2) 隣接する敷地の境界から、できるだけ離れた位置とし、隣地相互において空間を確保するものとする。 ・県道の沿道方向において隣接する敷地の境界から高木による緑化が可能な距離以上離すように努める。ただし、住宅等で敷地にゆとりがなく、景観形成上支障のないものについては、この限りでない。 | | | | | | | | | |
| | | (配置) | (3) 敷地内における建築物及び工作物の規模及び位置などを勘案し、釣合いのとれた配置とする。 (4) 遠景となる阿蘇外輪あるいは肥後台地と調和のとれる位置とする。 | | | | | | | | | |
| | 外 | 意匠・形態 | (1) 地域の基調となる景観との調和を図り、地域における景観のまとまりを保つことに配慮するとともに、遠景との調和に配慮するものとする。 ・この地域を取りまく樹林に調和し、阿蘇外輪への眺望を乱さないものとする。 | | | (1) 樹林との調和を図るものとする。 | | | (1) 田園の広がりのある景観を保つものとする。 | | | |
| | | | (2) 屋根は、こう配のある屋根とすることにより阿蘇外輪の山なみの景観との調和を図るとともに、高い所からの眺望に配慮するものとする。 | | | | | | | | | |
| | | | (3) 屋根に設ける設備は、建築物の中に取り込む、又は覆いをするなど、建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮するものとする。更に、上空からの景観にも配慮したものとする。 | | | | | | | | | |
| | | | (4) 壁面に設ける設備は、目立たない位置に設ける。建築物の中に取り込む、又は覆いをするなどすっきりしたものとし、建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮するものとする。 | | | | | | | | | |
| | | | (5) 屋外階段は、目立たない位置に設ける。又はルーバー等の覆いにより、建築物と一体感を保つものとし、周辺の景観との調和に配慮するものとする。 | | | | | | | | | |
| | | | (6) 平滑で大きな壁面が生じる場合においては、目地を設ける等壁面の処理を工夫し、周辺の景観との調和に配慮するものとする。 | | | | | | | | | |
| | 観 | 規模 | (1) 基調となる自然景観を生かせるよう、建ぺい率をできるだけ低くし、敷地内の空間確保を図るものとする。 ・建ぺい率は、40%を超えないように努めるものとする。ただし、既存集落等における住宅等については、周辺の状況を勘案し、景観形成上支障がないものについてはこの限りではない。 | | | | | | | | | |
| | | | (2) 高さをできるだけ抑えて、遠景との調和に配慮するものとする。 ・特に県道の沿道において、高さ10mを超えないよう努めるものとし、その他の地域についても、この基準に配慮するものとする。 | | | | | | | | | |
| | | 材料 | (1) 材料は、耐久性・耐候性に優れ、たい色・はく離等の起こりにくいものを用いるものとする。 | | | | | | | | | |
| | | | (2) 材料は、周辺の景観と調和のとれるものを用い、かつ、隣接する建築物及び工作物との相互の調和にも配慮するものとする。特に、緑との調和に留意する。 | | | | | | | | | |
| | 色彩 | (1) 外壁の色彩は、周辺の自然の緑と調和した落ち着いたものを用いるものとする。 | | | | | | | | | | |
| (2) 敷地内における建築物、工作物及び広告物を含め、色調を統一するとともに、多色の利用を避けるものとする。 | | | | | | | | | | | | |
| (3) 隣接する建築物及び工作物相互における色調の統一・調和が図られるものとする。 | | | | | | | | | | | | |
| (4) 季節の変化に伴う自然の色彩の変化にも調和するものとする。 | | | | | | | | | | | | |
| 敷地の緑化 | (1) 建築物と調和し、周辺の景観との一体性が出るような緑化を施すものとする。 | | | | | | | | | | | |
| | (2) 敷地の道路と接する部分には、高木等による修景緑化に努めるものとする。 | | | | | | | | | | | |
| | (3) 駐車場は、高木により緑化を図り、緑陰駐車場となるように努めるものとする。 | | | | | | | | | | | |
| | (4) 敷地の周囲にも高木、中木等による緑化に努めるものとする。 | | | | | | | | | | | |
| | (5) 既存の樹木等については、できるだけ残すように努めるものとする。 | | | | | | | | | | | |
| | (6) 敷地内の擁壁等構造物については、ツタ等による緑化に努めるものとする。 | | | | | | | | | | | |
| | (7) 樹種の選定、配植については、街路樹あるいは周辺の樹木等を勘案して決定するものとする。 | | | | | | | | | | | |
| 工 作 物 | <さく・塀> | (1) 道路側においては、さく・塀をできるだけ道路から後退させ、前面又は壁面に緑化を行うものとする。(できる限り生垣とするように努めるものとする。) | | | | | | | | | | |
| | | (2) 高さをできるだけ低くし、使用する材料・色彩等については、周辺の景観と調和したものとする。 | | | | | | | | | | |
| | <擁壁> | (1) 使用する材料をできるだけ自然素材とするとともに、擁壁の前面又は壁面に緑化を施すこと等により、自然を基調とした周辺の景観との超亜を図るものとする。(できる限り自然のり面とし緑化を施すものとする。) | | | | | | | | | | |
| 物 | <記念塔> | (1) 敷地をできるだけ広くとり、周囲の修景に努めるものとする。 | | | | | | | | | | |
| | | (2) 色彩・意匠等が周辺の景観との調和が保たれるものとする。 | | | | | | | | | | |

熊本空港周辺景観形成地域における景観形成のための基準—2

| | | 空港周辺ゾーン | | 樹林ゾーン | | | 田園ゾーン | | | |
|---------------------------------|--|--|-----|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-----|
| | | A-1 | A-2 | B-1 | B-2 | B-3 | C-1 | C-2 | C-3 | C-4 |
| 工 作 物 | <電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物> | (1) ルートについては、周辺の景観に対し配慮するものとする。 (2) 県道沿いにはできるだけ設けないように努めるものとする。 (3) 電線数は、できる限りまとめて少なくするように努めるものとする。 (4) 県道の電線の横断はできるだけ避けるものとする。横断が必要な場合は、地中化に努めるものとする。 (5) 電柱広告はできるだけ行わないように努めるものとする。 | | | | | | | | |
| | <電波塔・物見塔等> <煙突> <高架水槽> <鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱、合成樹脂製の柱> その他 | (1) 道路からできるだけ後退させた位置とする。 (2) 色彩は周辺の景観、特に緑と調和が図れるものとする。 (3) 高さをできるだけ低くするよう努めるとともに、形状は、できる限り簡素ですっきりしたものとし、周辺の景観に調和するものとする。 (4) 敷地の周辺の緑化に努めるものとする。 〇 その他 <観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーランド等遊戯施設>、<アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラント等製造施設> <石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等貯蔵・処理施設>、<自動車車庫の用に供する立体的収納施設>、<汚物、ごみ処理施設等> | | | | | | | | |
| | 太陽光発電施設 | (1) 周辺の主要な道路・公園又は家等に隣接した場所においては、敷地の境界からできるだけ後退した位置とすること。特に設置面から高さ2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努めるものとする。 (2) 高さを抑え、道路からの視点の移動を考慮し、周辺から人工物が突出することを避けること。 (3) 太陽電池モジュールの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とすること。 (4) 太陽電池モジュールの材質は低反射性のもの又は防眩処理等を施したものを使用すること。 (5) 太陽電池モジュール、フレーム、架台及び支柱等の附属施設を含め、周辺の景観と調和した色彩とすること。 (6) 敷地の周囲、さく・塀・擁壁の前面の緑化に努めること。 | | | | | | | | |
| | 木竹の伐採及び事後の緑化に関する事項 | (1) 木竹の伐採が必要な場合においては、その目的に応じ、必要最小限にとどめるものとする。 (2) 木竹の伐採を行う場合には、できるだけ敷地の周囲の樹木を残すよう努めるものとする。 (3) 高さ10m以上の木竹については、できるだけ残すように努めるものとする。 (4) 伐採を行った場合は、伐採した樹種あるいは周辺の植生を勘案して緑化に努めるものとする。 — 緑地効果の高い樹林であることから、努めて伐採を行わないものとする。特に道路から20mの範囲については、伐採を行わないよう努めるものとする。必要な場合は、伐採後速やかに同一樹種の植栽による復元措置に努める。 — | | | | | | | | |
| 屋外における物品の集積又は貯蔵の方法及び遮へいに関する事項 | (1) 周辺からできるだけ見えないような位置にするとともにそのための処置を施すように努めるものとする。 (2) 敷地の境界からできるだけ後退させ、かつ、集積の高さをできるだけ低いものとし、整然とするよう努めるものとする。 (3) 敷地の周辺には、常緑の高木・中木を配備し、修景に努めるものとする。 | | | | | | | | | |
| 鉱物の掘採及び土石の採取の際の遮へい及び事後の緑化に関する事項 | (1) 周辺からできるだけ見えないような方法を取り、周辺の景観との調和に配慮するものとする。 (2) 行為中において、できるだけ周辺の景観との調和が図られるよう敷地の周囲は高木等による緑化に努めるものとする。 (3) 行為終了後において、緑化が可能な形状となるものとし、緑化により周辺の景観となじむような措置を講じるものとする。 (4) 鉱物の掘採及び土石の採取に直接関係のないのり面等については、できるだけ早期に緑化措置を講じるように努めるものとする。 | | | | | | | | | |
| 土地の区画形質の変更後の土地の形状及び緑化に関する事項 | (1) 極端な地形の変更が行われないように努めるとともに、変更後の地形が周辺地形と調和が図られるものとする。 (2) 土地の区画形質の変更においては、大きなのり面・擁壁が生じないように努める。 (3) 道路と接する部分においては、できるだけ空間を確保し、緑化措置を講じるように努めるものとする。 (4) 敷地内の区画割等の形状については、将来、施設が立地した時に周辺の景観と調和が図られる形状となるように努めるものとする。 (5) のり面、擁壁を含め、構造物等が生じる場合においては、構造物等あるいはその前面の緑化に努め、景観の向上を図るものとする。 (6) 行為地内の木竹は、できるだけ保全に努めるとともに、敷地の周囲には周辺の景観との調和を図るため、緑化を施すように努めるものとする。 — 敷地の外周については、できるだけ保全に努め、敷地内についても修景のための緑化を行うこととする。 — (7) 照明灯、電柱等については、周辺の景観を損なわない位置とし、ケーブルについてはできるだけ地中化を図るよう努めるものとする。 | | | | | | | | | |

熊本空港周辺景観形成地域における景観形成のための基準—3

| | 空港周辺ゾーン | | 樹林ゾーン | | | 田園ゾーン | | | |
|-------------------------|--|-----|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-----|
| | A-1 | A-2 | B-1 | B-2 | B-3 | C-1 | C-2 | C-3 | C-4 |
| 屋外における自動販売装置の設置方法に関する事項 | <p>(1) 道路からできるだけ後退した位置とし、その敷地周辺には修景のための緑化に努めるものとする。</p> <p>(2) 自動販売装置が複数になる場合においては、乱雑とならないように配置するものとする。できるだけまとめて、周辺の景観に調和した材質の屋根・壁で覆い修景を図るよう努めるものとする。</p> <p>(3) 空カン、クズ等が周辺に散らばって、乱雑とならないような措置を講ずるものとする。</p> <p>(4) 付属する電柱、電線についても、周辺の景観の調和に配慮するものとする。</p> | | | | | | | | |
| 広告物に関する事項 | <p>(1) 色調、形状、規模、意匠が周辺の景観に調和したものとする。</p> <p>(2) しっかりした材質のものを使用し、汚れ、たい色、破損等により周辺の景観に調和を乱さないように努めるものとする。</p> <p>(3) 同一敷地内で同一目的の広告物を掲出する場合は、効果性を踏まえ、設置数、表示面積をできるだけ少なくするとともに、掲出位置についても景観の調和に配慮するものとする。</p> <p>(4) 掲出位置、形状、規模、意匠及びベースとなる色調等について、隣接する相互について統一に努め、広告物による景観の創出により、その地域において統一感ある個性の確立を目指すものとする。</p> <p>(5) ネオンサイン等照明広告については、光害の防止に努めるとともに、昼間の景観にも配慮したものとする。</p> <p>(6) 蛍光塗料は使用しないよう努めるものとする。</p> <p>(7) 屋上広告物については、屋上あるいは塔屋等の水平投影面からはみ出さないものとし、更に壁面との一体性を持たせることにより、広告物の支持物が見えない構造とする。また色彩については、建築物の色調と調和するように努めるものとする。</p> <p>(8) 壁面広告は、取付壁面からはみ出さないようにし、下地の色は壁面と合わせるように努めるものとする。</p> <p>(9) 突出広告物の上端は、建築物の高さを超えないものとするとともに、道路に出ないものとする。また、同一壁面において複数必要な場合は設置位置を統一するとともに、形状、意匠、色調等の統一を図るよう努めるものとする。</p> <p>(10) 窓面利用広告、テント広告、広告網、のぼり、ぼんぼり等については、できるだけ行わないよう努めるものとする。</p> <p>(11) 広告塔は、その高さ、形状表示面積等について、隣接する相互において統一を図り、景観の調和を図るよう努めるものとする。</p> | | | | | | | | |

天草景観形成地域における景観形成のための基準—1

| | | 大矢野島周辺景観形成ゾーン | | 沿道景観形成ゾーン | |
|-----------------------|--------|---|---|---|--|
| | | | | A-1 | A-2 |
| * 建 築 物 等 | 位 | 道路からの位置 | (1) 敷地の許す範囲で、道路からできるだけ後退した位置とし、沿道にゆとりの空間を確保するものとする。 ・観光、宿泊施設は、道路境界から5m以上後退するように努めるものとする。 | ・商業、サービス施設は、道路境界から5m以上後退するように努めるものとする。 | — |
| | | 隣接地からの位置 | (1) 隣接する敷地境界からできるだけ離れた位置とし、隣接相互において空間を確保するとともに、特に沿岸部においては、海への眺望を確保するように努めるものとする。 | | |
| | | 置 | 配置 | (1) 敷地内における建築物及び工作物の規模及び位置等を勘案し、十分にゆとりと釣合いのとれた配置とする。 (2) 周囲の基調となる景観と調和のとれた配置とする。 ・観光、宿泊施設は、特に自然や地域の背景との調和に配慮したものとするとともに、ゆとりのある施設配置になるように努めるものとする。 | |
| | 意匠・形態 | | (1) 周囲の基調となる景観と調和を図り、景観のまとまりを保つとともに、遠景との調和に配慮するように努めるものとする。特に、一般住宅は、周辺集落の建築様式と合わせ、統一感のある集落景観形成に努めるものとする。 ・観光、宿泊施設は、自然や地域背景と十分調和したものとなるように努めるものとする。 | ・商業、サービス施設は、周辺集落の建築様式と基調をそろえ、沿道景観の統一感の形成に配慮するものとする。 | ・商業、サービス施設は、できるだけ落ち着いた意匠、形態とし、沿道景観の統一感の形成に配慮するものとする。 |
| | 外 | 規模 | (2) 屋根は、こう配のある屋根とするように努めるものとする。但し、周囲の状況を勘案し、景観形成上支障のないものについては、この限りではない。 | | |
| | | | (3) 空調及び給排水等の設備は建築物の中に取り込むか、または覆いをする等、建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮するように努めるものとする。 | | |
| | | | (4) 屋外階段は、建築物と一体感を保つデザインとするなど、周囲の景観との調和に配慮するものとする。やむをえない場合は、ルーバー等で覆い、目立たない位置に設けるように努めるものとする。 | | |
| | 物 観 | 材料 | (1) 基調となる景観との調和が図られるよう、建ぺい率をできるだけ低く抑え、敷地内の空間確保を図るものとする。 ・観光、宿泊施設の建ぺい率は、40%を超えないものとする。 | ・商業、サービス施設の建ぺい率は、60%を超えないものとする。 | ・商業、サービス施設の建ぺい率は、80%を超えないものとする。 |
| | | | (1) 材料は、耐久性・耐候性に優れ、たい色・はく離等の起こりにくいもので、質感が豊かなものを用いるものとする。特に、一般住宅は、できるだけ周辺集落の建物で使われる素材とし、沿道景観の統一感の形成に配慮するように努めるものとする。 | ・商業、サービス施設は、周辺集落と調和するよう配慮し、沿道景観の統一感の形成に努めるものとする。 | — |
| | | 色彩 | (1) 外壁及び屋根の色彩は、周辺の集落、町並み等の建築物や周辺と調和した落ち着いたものを用いるものとする。また、同一敷地内における建築物は、色調を統一するとともに、多色の使用は避けるものとする。 ・観光、宿泊施設の屋根、外壁の色彩は、自然や地域の背景との調和に配慮するものとする。 ・一団の別荘については、色彩の統一性に配慮するものとする。 | | ・一般住宅の外観、屋根の色彩はできるだけ明度、彩度とも低いものを用いるものとする。 |
| | | | 広告物に関する事項 | (1) 屋上には、広告物を設けないよう努めるものとする。 (2) 壁面に設ける広告物等は、規模、意匠、形態、色彩などが建築物本体と調和するよう努めるものとする。 (3) のぼり、はり紙、広告網等の簡易広告物はできるだけ行わないよう努めるものとする。 | |
| | 敷地の緑化 | (1) 敷地内の木竹は、できる限り保全に努めるとともに、敷地の周囲には周辺の景観との調和を図るため、緑化を施すように努めるものとする。 ・観光、宿泊施設にあっては、次の点に配慮し、緑化するように努めるものとする。 ※建築物と調和し、周辺の景観との一体性ができるように緑化するものとする。 ※敷地が道路や隣接地と接する部分には、樹木、草花等により修景、緑化を行うものとする。 ※敷地内の擁壁やのり面等の構造物は、低木、ツタ等により修景、緑化を行うものとする。 ※大規模な駐車場は、樹木などによる緑化を行うものとする。 (2) 樹種の選定に当たっては、自然植生を考慮するものとする。 | ・商業、サービス施設にあっては、次の点に配慮し、緑化するように努めるものとする。 ※建築物と調和し、周辺の景観との一体感がでるような緑化をするものとする。 ※敷地内の擁壁やのり面の構造物は、低木、ツタ等による修景、緑化を行うものとする。 ※大規模な駐車場は、樹木等による緑化を図るものとする。 ・一般住宅及び商業施設の敷地と道路との接する部分には、樹木、草花などによる修景・緑化に努めるものとする。 | | |

*建築物等（遊戯施設、プラント施設、立体的収納施設、汚物・ゴミ処理施設、石油・ガス・液化石油ガス貯蔵処理施設を含む。）

天草景観形成地域における景観形成のための基準—2

| | | 大矢野島周辺景観形成ゾーン | 沿道景観形成ゾーン | |
|---|---|---|-----------|-----|
| | | | A-1 | A-2 |
| 独立 工 作 物 | <さく、塀、擁壁> | (1) 高さはできるだけ低くし、規模、意匠、形態、色彩などは、周辺の景観との調和に配慮するように努めるものとする。 | | |
| | | (2) 道路側に設けるさく、塀、擁壁は、できるだけ道路から後退させ、修景、緑化に努めるものとする。 | | |
| | | (3) 材料は、耐久性・耐候性に優れ、たい色・はく離等の起こりにくいもので、質感が豊かなものを用いるものとする。 ・特に、集落内にあっては、自然素材を主とし、色彩は周辺集落の景観基調に配慮するように努めるものとする。 | | |
| | | (4) 海岸部に設ける擁壁はできるだけ自然素材を活用し、海岸線との調和に配慮する。 | | |
| | <記念塔、電波塔、物見塔> <煙突>、<高架水槽> <鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱、合成樹脂製の柱> | (1) 位置は、道路からできるだけ後退させるものとし、海岸線には設置しないように努めるものとする。 | | |
| | | (2) 規模、意匠、形態、色彩等は、周辺の景観との調和に配慮するものとする。 (3) 敷地の周辺の緑化に努めるものとする。 | | |
| | <電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物> | (1) 電線路の位置は、周辺の景観に配慮したものとする。 | | |
| | | (2) 電線敷はできる限りまとめて、少なくなるように努めるものとする。 | | |
| | | (3) 電柱広告は、できるだけ行わないように努めるとともに、色彩は、周辺の景観との調和に配慮するように努めるものとする。 | | |
| | | (4) 電線の道路横断は、できるだけ少なくするように努めるとともに、直角横断になるように努めるものとする。 | | |
| (5) 景観上重要な場所に設けるものについては、規模、意匠、形態、色彩等、周辺の景観との調和に配慮するものとする。 | | | | |
| <太陽光発電施設> | (1) 周辺の主要な道路・公園又は家等に隣接した場所においては、敷地の境界からできるだけ後退した位置とすること。特に設置面から高さ2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努めるものとする。 | | | |
| | (2) 海岸線には設置しないように努めるものとする。 | | | |
| | (3) 高さを抑え、道路からの視点の移動を考慮し、周辺から人工物が突出することを避けること。 | | | |
| | (4) 太陽電池モジュールの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とすること。 | | | |
| | (5) 太陽電池モジュールの材質は低反射性のもの又は防眩処理等を施したものを使用すること。 | | | |
| | (6) 太陽電池モジュール、フレーム、架台及び脚部等の附属施設を含め、周辺の景観と調和した色彩とすること。 | | | |
| | (7) 敷地の周囲、さく・塀・擁壁の前面の緑化に努めること。 | | | |
| 木竹の伐採及び事後の緑化に関する事項 | (1) 木竹の伐採は、その目的に応じ、必要最小限となるように努めるものとする。 | | | |
| | (2) 木竹の伐採は、できるだけ伐採地域の周辺の樹木を残すように努めるものとする。 | | | |
| | (3) 樹姿が優れ修景に生かせる樹木は、できるだけ残すように努めるものとする。 | | | |
| | (4) 伐採を行った場合は、事後の土地利用に応じ、周辺の植生を勘案して緑化に努めるものとする。 | | | |
| 屋外における物品の集積又は貯蔵の方法及び遮へいに関する事項 | (1) 物品の集積又は貯蔵の位置、形態は、できるだけ目立たないように努めるものとする。 | | | |
| | (2) 敷地の周辺には、常緑の高木、中木による緑化等、遮へいのための措置を施すように努めるものとする。 | | | |
| 鉱物の掘採及び土石等の採取の際の遮へい及び事後の緑化に関する事項 | (1) 掘採は、周辺からできるだけ見えないような方法を取り、周辺の景観との調和に配慮するものとする。 | | | |
| | (2) 掘採中は、敷地の周囲を高木等により遮へい、修景に努めるものとする。 | | | |
| | (3) 掘採終了後は、敷地の緑化復元に努めるものとする。 | | | |

天草景観形成地域における景観形成のための基準—3

| | 大矢野島周辺景観形成ゾーン | 沿道景観形成ゾーン | |
|--|--|-----------|--|
| | | A-1 | A-2 |
| 土地の区画形質の変更後の土地の形状及び 緑化に関する事項 | (1) 土地の区画形質の変更は、既存の土地形状を生かしたものとし、周辺の景観となじむように配慮するものとする。 | | |
| | (2) 既存の地形形状を生かした造成を行い、のり面、擁壁の発生をできるだけ抑えるように努めるものとする。また、発生したのり面に対しては、緑化を図るとともに、やむを得ず擁壁を設ける場合は、前面に植栽を施すことにより周辺の景観となじむように配慮するものとする。 | | |
| | (3) 海岸沿いの土地の区画形質の変更は、極力自然の海岸線を生かすように努めるとともに、護岸等の海岸構造物の材料は、自然素材を主とし、周辺の景観と調和するように配慮するものとする。 | | |
| | (4) 土地の区画形質の変更が連担して見えないように、敷地周辺に緩衝緑地帯を極力確保するように努めるものとする。 | | |
| | ・宅地開発等に当たっては、道路側 5m以上の緑地を設けるように努めるものとする。 | — | — |
| | (5) 敷地は自然植生や周辺の樹木と調和した樹種により緑化を図るものとする。 | | |
| | (6) 区画形質変更の対象区域の 25%以上を緑地として確保するように努めるものとする。 ただし、周辺の状況を勘案し、景観形成上支障がないものについては、この限りではない。 | — | — |
| (7) 宅地開発等を目的とした区画形質の変更は平均区画割り面積をできるだけ大きくするように務めるものとする。 | — | — | |
| 屋外における自動販売装置の設置方法に関する事項 | (1) 自動販売装置の位置は、道路からできる限り後退させるとともに、建物と一体に管理できる状態になるように努めるものとする。 | | |
| | (2) 海岸沿いにおいては、海側の通路には設置せず、海への眺望に配慮するものとする。 | — | — |
| 広告物に関する事項 | (1) 位置は、道路からできる限り後退させるように努めるものとする。 | | |
| | (2) 海岸沿いにおいては、海側の通路には設置せず、海への眺望に配慮するものとする。 | | |
| | (3) 設置数を極力抑えるとともに、規模、意匠、形態は、周辺の景観に調和するように努めるものとする。 | | |
| | (4) 材料は、耐久性、耐候性に優れ、たい色・はく離など起こりにくいもので、質感が豊かなものを用いるものとする。 | | |
| | (5) 色彩は、周辺の景観との調和に配慮するものとする。 | | |
| | ・周辺の自然景観、集落の基調となじむように努めるものとする。 | | ・周辺の景観との調和が図れるものとし、多色の使用を避けるように努めるものとする。 |

水俣・芦北景観形成地域における景観形成のための基準－1

| | | 海岸景観形成ゾーン | | 沿岸景観形成ゾーン | 特別誘導区域 | | | | |
|---|------------|---|---|--|---|---|---|---|---|
| | | | 漁村集落 | | 湯の児地区 | 湯の鶴地区 | 佐敷地区 | 重盤岩周辺地区 | |
| 位 | 道路隣接地からの位置 | (1) 道路（隣接地）からできるだけ後退し（離し）、ゆとりの空間を確保する。 | | (1) 道路（隣接地）からできるだけ後退し（離し）、ゆとりの空間を確保する。 | (1) 隣接する建築物の壁面線に、できるだけそろえるようにする。 | | | (1) 道路（隣接地）からできるだけ後退し（離し）、ゆとりの空間を確保する。 | |
| | 配置 | (1) 周囲の自然景観との調和に配慮し、ゆとりのある配置とする。 (2) 岬の先端部や稜線上への施設配置を避け、海への眺望を確保するとともに、周辺の自然環境との調和を図る。 | | (1) 海への眺望を確保するとともに、周辺の自然環境との調和を図る。 | (1) 周囲の自然景観との調和に配慮し、ゆとりのある配置とする。 | (1) 岬の先端部や稜線上への施設配置を避け、海への眺望を確保するとともに、周辺の自然環境との調和を図る。 | — | (1) 周囲の自然景観との調和に配慮し、ゆとりのある配置とする。 | |
| 建 | 意匠・形態 | | (1) 周囲の自然景観との調和を図るとともに、主要な視点場からの眺望景観に配慮する。 (2) 屋根は、2方向以上のこ配屋根を原則とし、やむを得ず陸屋根となる場合は、パラペット、塔屋のデザインに十分配慮するとともに、庇や軒を設けるなどして自然景観に溶け込むように配慮する。 (3) 塔屋は、建物本体と一体感のあるデザインとし、建物から突出しないように配慮するとともに、周辺の街なみに調和するように努める。 (4) 屋上に備える空調設備、給水設備等は、覆いをし、建物と同色の着色を施すなど、周辺から見た時の景観に配慮する。屋上以外に設置する空調設備や屋外階段等の設備は、道路から見えない場所に設置したり、建物本体と一体感のある材料や色彩を用いるなどして、周辺の景観に調和するように努める。 | | | | | | |
| | — | | (5) 各集落で多く用いられている建築様式とあわせ、まとまりのある集落景観の形成に努める。 | — | (5) 旅館街としての連続性に配慮した外観となるように努める。 | — | (5) 歴史的街なみとの調和を図り、まとまりのある街なみ景観の形成に配慮する。 | — | |
| 物 | 規模 | | (1) 基調となる景観との調和が図られるよう、建ぺい率をできるだけ低く抑え、敷地内にゆとりの空間を確保する。 (2) 大規模な建築物は、できるだけ低層とし、配置の工夫や建物の分節化などによって、建物のボリューム感を低減するように努める。 (3) 高さは、山のスカイラインや集落等の建築群から突出しないように努める。 | | | | | | |
| | — | | — | | | (3) 高さはできるだけ周囲の建築物等とそろえ、旅館街としての連続性を確保するように努める。 | | | |
| 等 | 材料 | | (1) 潮風等による腐食等を十分考慮し、耐久性に優れ、退色、剥離などが発生しにくい材料を用いる。 (2) 質感豊かな材料を用い、表情のある街なみの形成に努める。 | | | | | | |
| | — | | (3) 各集落で多く用いられている建築材料と違和感のない材料を用いる。 | — | — | — | (3) 歴史的建築物で用いられている材料と違和感のない材料を用いる。 | — | |
| 観 | 色彩 | 外壁（基調色） | (1) 周囲の自然景観と対比的な、以下の色調を使用することを避ける。〔忌避色〕 ・鮮明色 ・明清色及び暗清色（YR（黄赤）系及びY（黄）系の色相を除く。） (2) 使用可能色の内、得に以下の色調を推奨する。〔推薦色〕 ・白、明灰色、明穏色、中穏色 ・暗清色（木材などの素材色、その他材料は、YR系、Y系のみ） | | (1) 〔忌避色〕 ・鮮明色 ・明清色及び暗清色 (2) 〔推薦色〕 ・白、明灰色、明穏色、中穏色 ・暗清色（木材などの素材色、その他材料は、YR系、Y系のみ） | (1) 〔忌避色〕 ・鮮明色 ・明清色及び暗清色（YR（黄赤）系及びY（黄）系の色相を除く。） (2) 〔推薦色〕 ・白 ・明穏色、中穏色、暗清色（YR系、Y系の色相に限る。） | (2) 〔推薦色〕 ・中穏色、暗穏色 ・暗清色（木材などの素材色、その他材料は、YR系、Y系のみ） | (2) 〔推薦色〕 ・白、明灰色 ・明穏色、中穏色 ・暗清色（木材などの素材色、その他材料は、YR系、Y系のみ） | (2) 〔推薦色〕 ・中穏色、暗穏色 ・暗清色（木材などの素材色、その他材料は、YR系、Y系のみ） |
| | | 屋根 | 周囲の自然景観と調和した、以下の落ち着いた色調とする。〔推薦色〕 ・暗灰色、黒、暗穏色 | | | | | | |
| | | 敷地の緑化 | | (1) 敷地内の木竹は、できるだけ保全に努める。 (2) 敷地内の周囲や注射上には地域性豊かな樹木による緑化を施すように努める。 (3) 敷地の接道面は、樹木、草花などによる修景・緑化に努める。 (4) 敷地内の擁壁やのり面等の構造物は、低木、ツタなどによる修景・緑化に努める。 | | | | | |

※色彩の部分は、「くまもとカラーガイドによる色の分類」のとおり。なお、外壁（1）忌避色において基準適用は素材色を除く。

水俣・芦北景観形成地域における景観形成のための基準－2

| | 海岸景観形成ゾーン | | 沿岸景観形成ゾーン | 特別誘導区域 | | | |
|----------------------------------|--|---|-----------|---|---|---|---------|
| | | 漁村集落 | | 湯の児地区 | 湯の鶴地区 | 佐敷地区 | 重盤岩周辺地区 |
| 独立工作物 | <p>(1) 岬や稜線上など、景観形成上重要な場所に設けるものについては、規模、意匠、形態、色彩などが周辺の自然景観と調和するように配慮する。 特に、遠景から見渡せる大規模な擁壁やのり面、ネット等は、自然の緑との違和感を軽減するため、色彩を工夫するほか、ツタなどによる修景・緑化に努める。</p> <p>(2) 柵、塀、擁壁等の材料は、耐久性・耐候性に優れ、退色、剥離などの起こりにくいもので、周囲の景観と調和した落ちついた材質感のものを用いる。</p> <p>(3) 工作物の色彩は、各ゾーン及び区域における建築物〔外壁〕の色彩基準を準用する。</p> <p>(4) 電線の道路横断は、できるだけ少なくなるように努め、やむを得ず横断する場合は、直角横断になるように努める。</p> | | | | | | |
| | (5) 海岸線に設ける擁壁等の材料は、できるだけ自然素材を活用し、海岸線との調和に配慮する。 | (5) 擁壁等の材料は、できるだけ自然素材や落ち着いた質感の素材を用い、周辺の景観との調和に配慮する。 | — | (5) 擁壁等の材料は、できるだけ自然素材や落ち着いた質感の素材を用い、周辺の景観との調和に配慮する。 | (5) 擁壁等の材料は、できるだけ自然素材や落ち着いた質感の素材を用い、周辺の景観との調和に配慮する。 (6) 棚田などの自然石積み等の壁等は、できるだけ保全するように努める。 (7) 湯出川の水面上を配管や配線類が横断しないように配慮する。 | (5) 擁壁等の材料は、できるだけ自然素材や落ち着いた質感の素材を用い、周辺の景観との調和に配慮する。 | |
| | <p>(8) 太陽光発電施設については、周辺の主要な道路・公園又は家等に隣接した場所においては、敷地の境界からできるだけ後退した位置とすること。特に設置面から高さ2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努めるものとする。</p> <p>(9) 太陽光発電施設については、海岸線には設置しないように努めるものとする。</p> <p>(10) 太陽光発電施設については、高さを抑え、道路からの視点の移動を考慮し、周辺から人工物が突出することを避けること。</p> <p>(11) 太陽光発電施設については、太陽電池モジュールの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とすること。</p> <p>(12) 太陽光発電施設については、太陽電池モジュール、フレーム、架台及び脚部等の附属施設を含め、周辺の景観と調和した色彩とすること。</p> <p>(13) 太陽光発電施設については、太陽電池モジュールの材質は低反射性のもの又は防眩処理等を施したものを使用すること。</p> <p>(14) 敷地の周囲、さく・塀・擁壁の前面の緑化に努めること。</p> | | | | | | |
| 木竹の伐採及び事後の緑化に関する事項 | <p>(1) 木材の伐採は、自然景観との調和を図るために必要最小限とし、やむを得ず伐採する場合は、地域性豊かな樹種による補植に努める。</p> <p>(2) 樹形が優れ、修景にいかせる樹木は、できるだけ残すように努める。</p> | | | | | | |
| 屋外における物品の集積又は貯蔵の方法及び遮へいに関する事項 | <p>(1) 物品の集積又は貯蔵の位置、形態はできるだけ目立たないように努める。</p> <p>(2) 敷地の周辺は、地域性豊かな樹種による緑化・修景に努める。</p> <p>(3) 海岸部においては、海への眺望を遮らないような位置、形態となるように努める。</p> <p>(4) 観光客等の目に触れやすいメイン動線上に物品の集積又は貯蔵を行う場合は、雑然とならないよう、整理に努める。</p> | | | | | | |
| 鉱物の掘採及び土石等の採取の際の遮へい及び事後の緑化に関する事項 | <p>(1) 採掘は、周辺からできるだけみえないような方法を取り、周辺の景観との調和に配慮する。</p> <p>(2) 採掘中は、敷地の周囲を高木等により遮へいし、修景に努める。</p> <p>(3) 採掘終了後は、地域性豊かな樹種による緑化・復元に努める。</p> | | | | | | |
| 土地の区画形質の変更後の土地の形状及び緑化に関する事項 | <p>(1) 土地の区画形質の変更は、既存の地形形状を生かした造成を行い、のり面、擁壁などがなるべく発生しないように努める。 やむを得ず発生するのり面や擁壁等は、できるだけ自然素材を活用するなど、規模、意匠、形態、色彩などが周辺の自然景観と調和するように配慮し、樹木・ツタなどによる修景・緑化に努める。</p> <p>(2) 既存の良好な樹木や樹林については修景に生かすとともに、地域性豊かな樹種による緑化に努める。</p> <p>(3) 宅地開発等は、できるだけゆとりのある区画割りになるように配慮する。</p> | | | | | | |

水俣・芦北景観形成地域における景観形成のための基準－3

| | 海岸景観形成ゾーン | | 沿岸景観形成ゾーン | 特別誘導区域 | | | |
|-------------------------|--|------|-----------|--------|-------|------|---------|
| | | 漁村集落 | | 湯の児地区 | 湯の鶴地区 | 佐敷地区 | 重盤岩周辺地区 |
| 屋外における自動販売装置の設置方法に関する事項 | <p>(1) 設置に当たっては、建築物と一体に管理できる状態になるように努める。</p> <p>(2) 設置台数が複数になる場合は、乱雑にならないように配置する。</p> <p>(3) 周辺の景観を損なうような、鮮やかな色彩を基調とした自動販売装置の設置を避ける。やむを得ず設置する場合は、周辺の景観に調和した質感豊かな材料で覆うなど、修景に努める。</p> <p>(4) 海岸沿いにおいては、海への眺望に配慮し、道路の海側には設置しないように努める。</p> | | | | | | |
| 広告物に関する事項 | <p>(1) 広告塔・広告板の位置は、道路からできるだけ後退させるように努める。</p> <p>(2) 広告物を掲出する場合は、できるだけ高さを抑え、面積、数量ともに最小限とするように努め、建物本体及び周辺の景観と調和したデザインとする。</p> <p>(3) 材料は、耐久性・耐候性に優れ、退色、剥離などの起こりにくいもので、質感豊かなものを用いる。</p> <p>(4) 基調となる色彩は、鮮明色を使用することを避ける。</p> <p>(5) 広告幕、のぼり、旗などの簡易広告物は、できるだけ掲出しないように努める。</p> | | | | | | |

特定施設届出地区に関する景観形成基準

| 事 項 | 基 準 |
|---------------------|---|
| 特定施設及び附帯施設の位置に関する事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・建築物・工作物等については、駐車場を道路側に配置する等できるだけ道路から後退した位置とする。 ・隣接する施設相互において沿道からみて連担性の保てる位置とする。 ・交差点等角地に立地する施設は、両方の道路から後退した位置とする。 ・広告塔・広告板については、建築物と調和が保てる位置であると同時に、沿道において統一性の図れる位置とする。 ・さく、塀が必要な場合は、生垣にするか、前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。 ・道路に面した擁壁についても前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。 ・太陽光発電施設については、周辺の主要な道路・公園又は家等に隣接した場所において、敷地の境界からできるだけ後退した位置とすること。特に設置面から高さ2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努めるものとする。 |
| 特定施設及び附帯施設の高さに関する事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電施設については、高さを抑え、道路からの視点の移動を考慮し、周辺から人工物が突出することを避けること。 |
| 特定施設及び附帯施設の外観に関する事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・建築物・工作物等については、その形状が整然として、しかも周辺と違和感のないものとする。色彩・素材はその地域の基調となるものと合い、隣接相互に調和するものとする。 ・外壁・屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮するものとする。 ・電飾を含め、壁面の意匠はそれ自体乱雑とならず周辺との調和を乱さないものとする。 ・広告物については、できるだけ設置箇所数を少なくし、また表示面積を小さくするとともにその沿道で統一性のとれたものに努める。 ・色彩については、できるだけ多色使いを避け、沿道の基調となるものに配慮するものとする。 ・太陽光発電施設については、太陽電池モジュールの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とすること。 |

| | |
|------------------------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電施設については、太陽電池モジュール、フレーム、架台及び脚部等の附属施設を含め、周辺の景観と調和した色彩とすること。 ・太陽光発電施設については、太陽電池モジュールの材質は低反射性のもの又は防眩処理等を施したものを使用すること。 |
| 特定施設及び附帯施設の敷地の緑化に関する事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・道路に面した部分には、高木を主体とした緑化に努める。更に施設の実状によって中木、低木、グランドカバー等に組合せによる修景緑化に努める。 ・駐車場は、高木による緑化を施し、緑陰駐車場になるよう努める。 ・建築物・工作物等の周りには、修景緑化に努める。 ・広告塔、広告板その他の工作物の根本周囲には、根締めとなる修景緑化に努める。 ・スペースがない場合には、ツタを使った緑化に努める。 ・敷地の周囲、さく・塀・擁壁の前面の緑化に努める。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・ポケットパークとなるようなスペースの確保に努める。 ・のぼり、ぼんぼり、広告網等については、できるだけ行わないよう努める。 ・道路前面における物品の集積は、乱雑とならないものとする。 |

大規模行為に関する景観形成基準

| 行 為 | 事 項 | | 基 準 |
|--|-----|----|---|
| 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 | 位 置 | | <ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共用地に設置する敷地境界線からは、極力後退した位置とすること。 ・大規模な太陽光発電施設については、景観への影響が大きいことから、設置する自治体及び近接の自治体の主要な眺望点などから望見できないような位置とし、著しい景観支障とならないようにすること。 ・設置面から高さ2 m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努めるものとする。 |
| | 高 さ | | <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電施設については、高さを抑え、周辺から人工物が突出することを避けること。 |
| | 外観 | 意匠 | <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とすること。 ・外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮すること。 ・附帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮すること。 ・太陽光発電施設については、太陽電池モジュールの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とすること。 |
| | | 色彩 | <ul style="list-style-type: none"> ・色彩は、周辺の景観との調和に配慮すること。 ・太陽光発電施設については、太陽電池モジュール、フレーム、架台及び脚部等の附属施設を含め、周辺の景観と調和した色彩とすること。 |
| | | 材料 | <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和するような材料を使用すること。 ・太陽光発電施設については、太陽電池モジュールの材質は低反射性のもの又は防眩処理等を施したものを使用すること。 |

| | | | |
|---|----------------|---|---|
| | 敷地の緑化 | <ul style="list-style-type: none"> 敷地内は極力緑化に努めること。 既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること。 太陽光発電施設については、稜線への影響を考慮し、伐採により樹木の連続性をなくさないこと。 | |
| さく及び塀の新築、増築、改築、移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 | 位置 | <ul style="list-style-type: none"> 道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とすること。 | |
| | 外観 | 意匠 | <ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とすること。 |
| | | 色彩 | <ul style="list-style-type: none"> 色彩は、周辺の景観と調和に配慮すること。 |
| | 材料 | <ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観と調和するような材料を使用すること。 | |
| | 緑化 | <ul style="list-style-type: none"> さく及び塀の周囲については、極力緑化に配慮すること。 | |
| 地形の外観の変更を伴う鉋物の掘採又は土石の採取 | 遮へい及び緑化 | <ul style="list-style-type: none"> 敷地内及び敷地周囲の緑化に努め、周囲の道路等からの遮へいに配慮すること。 | |
| | のり面又は擁壁の外観及び緑化 | <ul style="list-style-type: none"> 掘採後ののり面等の事後処理については、周辺の景観との調和に配慮し緑化に努めること。 | |
| 土地の区画形質の変更 | 土地の形状及び緑化 | <ul style="list-style-type: none"> 区画形質の変更の方法については、周辺の景観との調和に配慮するとともに緑化に努めること。 | |
| | のり面又は擁壁の外観及び緑化 | <ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観との調和を考慮した形態、材料とし、緑化に努めること。 | |